



電気通信事業者における データ保護責任者の役割として期待されるもの

2020年10月15日
消費者行政第二課

- 「通信の秘密」は、通信が人間の社会生活にとって必要不可欠なコミュニケーション手段であることから、表現の自由の保障を実効あらしめるとともに、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障する（プライバシーの保護）ため、憲法上の基本的人権の一つとして、憲法第21条第2項において保障されている。
- 日本国憲法の規定を受け、電気通信事業法第4条、第179条等において、「通信の秘密」は罰則をもって保護されており、電気通信事業法上「通信の秘密」は厳格に保護されている。

通信の秘密の範囲

通信の秘密とは、①個別の通信に係る通信内容のほか、②個別の通信に係る通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所、電話番号等の当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の存否や意味内容を推知されるような事項全てを含む。

※ 東京地裁判決H14.4.30は、「電気通信事業法第104条【注:現行法では第179条】の「通信の秘密」には、通信の内容のほか、通信当事者の住所・氏名・電話番号、発受信場所、通信の日時・時間・回数なども含まれると解する。」と判示している。

通信の秘密の侵害

通信の秘密を侵害する行為は、以下の3類型に大別されている。なお、通信の秘密の保存自体も侵害に該当し得る。

- 知得＝「積極的に通信の秘密を知ろうとする意思のもとで知ること」
- 窃用＝「発信者又は受信者の意思に反して利用すること」
- 漏えい＝「他人が知り得る状態に置くこと」

通信当事者の有効な同意がある場合

- **通信の秘密の侵害について通信当事者の有効な同意がある場合は、通信の秘密の侵害にあたらぬ。**

通信当事者が侵害される通信の秘密について個別具体的かつ明確に同意した場合でなければ原則として有効な同意があるとはいえない。

ただし、通常の利用者であれば承諾することが想定される場合であって、利用者が随時不利益なく同意を撤回でき（オプトアウト）、それらが十分に周知されるなどしている場合は、約款等による包括的な同意でも有効な同意といえる場合がある。

違法性阻却事由がある場合

- **通信当事者の同意がない場合であっても、下記のような違法性阻却事由がある場合には、通信の秘密の侵害が許容される。**

(1) 法令行為に該当する場合

電気通信事業者として、刑事訴訟法第100条に基づく通信履歴の差押えなど、他の法令の規定に基づき正当に行う行為は、法令に基づく行為として違法性が阻却される。

(2) 正当業務行為に該当する場合

電気通信事業者として電気通信役務の提供等の業務を遂行するために必要であって、①目的の正当性、②行為の必要性、③手段の相当性の要件を満たす行為については、正当業務行為として違法性が阻却される。

(3) 正当防衛、緊急避難に該当する場合

通信施設に対する現に生じている攻撃に対応したり人の生命身体に対する危険を避けたりするために通信の秘密を侵す場合等、正当防衛の要件（①急迫不正の侵害、②自己又は他人の権利を防衛するため、③やむを得ずした行為）又は緊急避難の要件（①現在の危険の存在、②法益の権衡、③行為の補充性）を満たす行為については、違法性が阻却される。

日本国憲法

第二十一条

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。

電気通信事業法

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（中略）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者（中略）が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

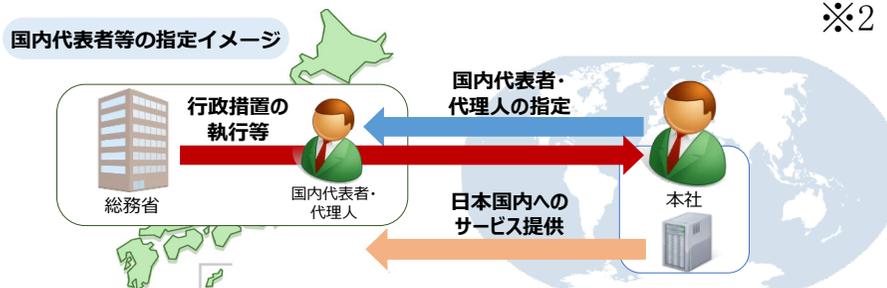
電気通信市場のグローバル化等に対応し、電気通信サービスに係る利用者利益等を確保するため、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行う。※1

外国法人等に対する法執行の実効性の強化

- 外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用は急速に拡大。
- 外国法人等に対する電気通信事業法の執行には限界があり、
 - ・ 我が国利用者の保護が十分に図られていない
 - ・ 国内外事業者の間で競争上の不公平が生じている等の課題が顕在化。
 - ☞ 外国事業者の提供するサービスにおいて利用者情報の大量漏えいや大規模な通信障害等が発生

外国法人等に対する**規律の実効性を強化するため**、登録・届出の際の**国内代表者等の指定義務**(業務改善命令等が可能となる。)、**電気通信事業法違反の場合の公表制度**※2等に係る規定を整備する。

※2 国内事業者等も対象に含まれる。



- 電気通信事業者に対し、通信の秘密の漏えい等が発生した場合には総務大臣への報告義務を定める。
- これは、電気通信事業が、社会経済活動に必要なサービスを提供する公共性の高い事業であり、継続的・安定的なサービス提供が求められるものであるため、利用者の利益の保護のため、業務の停止、通信の秘密の漏えい等がある場合に、行政庁としてもその実態を把握し、必要に応じて適切な指導、助言、命令等の再発を防止するため適切な措置を講ずることを可能とするためのもの。

電気通信事業法

第二十八条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

漏えいが発生したら

- 発覚後、速やかに、電気通信事業者の本社所在地を所管する総合通信局等に、
(1) 法人名、(2)登録又は届出番号、(3)事故発生日及び認知日、(4)発生場所、(5)個人情報又は通信の秘密の漏えい件数及び漏えい内容、(6)発生状況及び発生原因、(7)公表の有無(HP掲載、報道発表など)、(8)有線放送事業者としての該当の有無について、第一報の報告。
- 上記第一報の後、漏えいを認知した日から30日以内に「通信の秘密の漏えいに関する報告書(詳報)」を様式に従って、提出。

インターネット上の権利侵害情報への対策の一つとして、プロバイダ責任制限法に基づく開示対象となる発信者情報の追加や開示手続を円滑化する方策等について検討を行う。

主な検討課題

- ① 発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直し
- ② 発信者情報開示手続を円滑にするための方策の検討

検討スケジュール(見込み)

○2020年4月30日～7月10日 第1回会合～第4回会合
(その後、意見募集)

○8月28日 第5回会合 中間とりまとめ

○9月16日 第6回会合

○同月30日 第7回会合

○11月頃 最終とりまとめ(案)

構成員

(座長) 曾我部真裕 京都大学大学院 法学研究科 教授
(座長代理) 鎮目 征樹 学習院大学 法学部 教授
上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所 弁護士
大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員
垣内 秀介 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
北澤 一樹 英知法律事務所 弁護士

中間とりまとめの項目

- ① 発信者情報の対象拡大
 - ・電話番号
 - ・ログイン時情報
- ② 新たな裁判手続の創設
- ③ ログの保存期間
- ④ 海外事業者への発信者情報開示に関する課題
- ⑤ 裁判外(任意)開示の促進

栗田 昌裕 名古屋大学大学院 法学研究科 教授
清水 洋平 法律事務所アルシエン 弁護士
北條 孝佳 西村あさひ法律事務所 弁護士
前田 健 神戸大学大学院 法学研究科 准教授
丸橋 透 明治大学 法学部 教授
若江 雅子 読売新聞東京本社 編集委員

(オブザーバ) 法務省 文化庁